

警察職員給与事務取扱規程

〔 昭和50年5月31日
本部訓令第10号 〕

（概要）

この規程は、警察職員の給与の支給に関する事務の取扱いについて、職員の給与等に関する条例並びにこれに基づく警察職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の給与に関する規則の規程を実施するため、必要な事項を定めたものである。